

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、下水道事業受益者負担金賦課決定処分及び督促処分（令和2年度第1期分）の取消しに係る請求については棄却し、その余の請求については却下することが相当である。

### 第2 事案の概要

1 令和2年4月1日、松戸市長（以下「処分庁」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく負担金を賦課するため、松戸市公共下水道に係る事業の受益者負担に関する条例（昭和48年松戸市条例第25号。以下「条例」という。）第3条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を定め、松戸市公告第50号により、公告した。

当該公告区域には、〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）が所有する土地である松戸市〇〇〇（〇〇〇m<sup>2</sup>）及び松戸市〇〇〇（〇〇〇m<sup>2</sup>）（以下「本件土地」という。）が含まれていた。

2 令和2年6月3日、処分庁は、条例第4条第1号の規定により、1平方メートル当たりの下水道事業受益者負担金額を700円として、本件土地の地積を乗じて得た額〇〇〇円を審査請求人に対する負担金として、下水道事業受益者負担金賦課決定処分を行った。

3 令和2年7月29日、処分庁は、下水道事業受益者負担金 令和2年度第1期分に係る督促状を審査請求人に送付した。

4 令和2年9月22日、審査請求人は、松戸市の事業である本件土地の向かい側の〇〇用地に係る開発事業及び本件土地の前面道路の下水道敷設工事により損害を受けるとともに、下水道が整備されたことによる受益者に該当する客観的な根拠はないとして、処分庁に対し本件審査請求を提起した。

5 令和2年10月29日、処分庁は、下水道事業受益者負担金 令和2年度第2期分に係る督促状を審査請求人に送付した。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次に掲げる理由により、下水道事業受益者負担金賦課決定処分及び同受益者負担金に係る延滞金請求の取消し並びに開発事業により被った損害額と同額の固定資産税、市県民税等、市税の減免を行うよう求めている。

- (1) 審査請求人は、松戸市〇〇に接する〇〇用地（松戸市〇〇）の開発事業が、平成〇〇年度から令和〇〇年度に行われたことにより、継続的かつ長期にわたり道路封鎖や振動を受けた。そして、道路封鎖の際には、交通違反をしなければ当該地へ到着できないことがあり、警察に通行許可証の発行を求めたが、発行してもらえなかつた。
- (2) 審査請求人は、工事の振動により、所有する自動車の盗難防止装置が何度も作動するほどの大きな振動が重なり、建物への損傷が生じたが、処分庁は適切な対応を怠り、審査請求人は、修繕費用の全額を負担せざるを得なくなつた。
- (3) 開発事業により、〇〇にあった〇〇が何の説明もなく撤去されたため、審査請求人の建物への〇〇のリスクが大幅に高まつた。
- (4) 審査請求人は、〇〇事業を営んでおり、開発事業に伴う道路封鎖の迂回路の案内がなく、顧客がお店にたどり着けなかつたことなどから、判明しているだけでも永続的に〇〇名の顧客を失うことになつた。また、来店を断念する電話もあり、他にも多数の顧客がたどり着けなかつたのは明白である。
- (5) 松戸市下水道経営課は、審査請求人に対し、下水道を整備することで土地の評価が上昇するので受益者であるとの見解を示したが、本件土地は審査請求人が取得した10年前より表示価格基準で15%程度も下落しており、実取引価格は表示価格よりも下回るので、実売価格はさらに下落していることは明らかである。  
また、下水道の整備の有無により土地価格が左右されるということは因果関係に乏しく、価格の上昇は確認できなかつた。  
よつて、松戸市下水道経営課が主張する受益者であるとの客観的根拠はなく、審査請求人を受益者とする正当な理由は存在しない。
- (6) 予備的主張として、審査請求人が受益者であったとしても、被つた具体的損害額は、処分庁の主張する下水道事業受益者負担金〇〇〇円を大幅に上回るのであるから、直ちに下水道事業受益者負担金の請求を取り下げる

べきである。

- (7) 下水道事業受益者負担金の額については、審査請求人は、正しく計算を行うことができず、計算結果が正しいかどうかを確認検証する術はなかつた。

これは行政（松戸市下水道経営課）が発行した説明文書が不適切であつたために他ならない。

また、松戸市下水道経営課は、下水道受益者負担金について、事前に通知できるはずであるが、これを怠り、難解な計算方法を示すことで、その請求金額をあいまいにする一方で、その責任を果たしたという理論にはあきれるばかりである。

- (8) 審査請求人は、市の事業であることから、協力の名のもと、具体的な損害があつたが、請求はしなかつた。

しかし、下水道事業受益者負担金請求については、説明はなく、工事の時は協力を一方的に求めながら、工事が済むと一方的に高額な下水道事業受益者負担金を請求し、支払いがなければ延滞金を課した。

これは受忍限度を大幅に超えるものであることから、本件審査請求を提起した。

- (9) 処分庁は、下水道引込工事を施工した際には、審査請求人に費用負担はないと説明していたことも異なる。

- (10) これまでの請求内容である「下水道事業受益者負担金として金〇〇〇円と同延滞金」に係る賦課処分の取消しに追加し、「〇〇〇に係る都市開発によって当方が蒙った損害額と同額の固定資産税、市県民税等、市税の減免を求める」との請求の拡張を行う。

- (11) 審査請求人の〇〇による錯誤が原因で審査請求人の意思に反し、下水道事業受益者負担金2期分を支払ってしまっており、返還又は審査請求人の別件市税への充当を請求する。

## 2 処分庁の主張

- (1) 下水道事業受益者負担金賦課決定処分について

ア 都市計画法第75条第1項においては、「・・・市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担さ

せることができる」と規定し、また、同条第2項において、「その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、・・・市町村が負担させるものにあつては当該・・・市町村の条例で定める。」と規定されている。

イ そして、条例第2条第1項第1号は、受益者を「都市計画事業により築造される公共下水道の処理区域内に存する土地の所有者（地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的となつている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。以下同じ。）」と定義している。

ウ 本件土地について、令和元年度中に接道する公道部分への下水道敷設工事が着工となったことから、令和2年度より負担金の賦課を行うため、下水道事業受益者負担金賦課決定処分の賦課期日である令和2年4月1日時点における登記簿上の土地所有者である審査請求人を受益者として（地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利が設定されていない。）、本件の下水道事業受益者負担金賦課決定処分を行ったものである。

## (2) 下水道受益者負担金額の算定方法について

下水道受益者負担金の額は、「賦課対象土地（中略）が都市計画法第7条第2項の市街化区域内に存する場合 賦課対象土地の面積に1平方メートル当たり 700 円を乗じて得た額」（条例第4条第1号）であり、その賦課対象土地の面積については、「受益者負担金（以下「負担金」という。）の算定基準になる土地の面積は、登記簿による」（松戸市公共下水道に係る事業の受益者負担に関する条例施行規則（昭和61年松戸市規則第8号）第2条）としている。

本件においては、本件土地は、都市計画法第7条第2項の市街化区域に含まれ、令和2年4月1日時点の登記簿謄本における審査請求人が所有する土地の面積は、〇〇〇は〇〇〇平方メートル、〇〇〇は〇〇〇平方メートルであり、各筆に1平方メートル当たり（1坪当たりではない。）700円を乗じて算出した金額（10円未満の端数を切り捨てる。）を合計すると〇〇〇円となる。

審査請求人に送付した令和2年〇〇月〇〇日付け松建経第〇〇〇号「下水道事業受益者申告書の提出について」においても同様の趣旨が記載され

ている。

(3) 下水道事業受益者負担金説明会について

下水道事業受益者負担金説明会については、住民から「仕事等で説明会に参加できない」、「説明資料だけを送付して欲しい」等の意見が多く寄せられていたことを踏まえ、資料の送付に変更して対応しており、住民の要望があれば、担当職員が直接伺って説明を行っている。

審査請求人には、事前に「下水道事業の実施について」や「受益者負担金説明資料」を送付している。

(4) 令和2年度下水道事業受益者負担金督促処分について

都市計画法第75条第3項では、「前二項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。」と規定している。

したがって、令和2年度第1期分については、納付期限日である令和2年6月30日までに、令和2年度第2期分については、納付期限日である令和2年9月30日までに、いずれも下水道事業受益者負担金決定通知書に記載した分割納付の場合の負担金が納付されなかつたことから、当該規定に基づき督促状を発したものであり、関係法令を遵守して適正に行われたものである。

なお、審査請求日である令和2年9月22日時点においては、令和2年度第2期分については、納付期限日が到来していないため、令和2年度第1期分の督促処分のみが、本件審査請求の対象となる。

また、令和2年度第2期分を支払ったとしているが、支払われた下水道事業受益者負担金は、令和2年度の第3期分である。

(5) 延滞金の請求について

審査請求人は、本件審査請求において、延滞金の請求の取下げを求めている。

受益者負担金の延滞金について、条例第9条第1項では、「市長は、負担金について、都市計画法第75条第3項又は地方自治法第231条の3第1項の規定による督促をした場合において、当該督促をした金額が2,000円以上であるときは、当該金額に納期限の翌日から納付の日までの期間の

日数に応じ、当該金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金額（その額に100円未満の端数があるときは、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収することができる。」と規定されている。

本件については、審査請求日である令和2年9月22日時点における令和2年度第1期分の延滞金が○○○円であり、1,000円未満であることから、切り捨てられ、延滞金は生じていない。

また、行政不服審査法第2条によると、審査請求の対象は行政庁の処分であり、審査請求人の主張のうち、本件審査請求時点において、下水道事業受益者負担金賦課決定処分及び令和2年度下水道事業受益者負担金督促処分（第1期分）の他、行政庁の処分に該当する行為は存在せず、当該処分以外の行為は、審査請求の対象とはならない。

- (6) 以上のとおり、本件審査請求に係る処分のうち、下水道事業受益者負担金賦課決定処分及び令和2年度下水道事業受益者負担金督促処分（第1期分）は、適法かつ正当に行われたものであることから、当該部分に関する本件審査請求は棄却されるべきであり、その余については不適法であるから却下されるべきである。

#### 第4 審査会の判断

審査会における諮問に係る判断は、審理員の意見とほぼ同旨であり、その要旨は、以下のとおりである。

- 1 本件審査請求のうち本件土地に係る下水道事業受益者負担金賦課決定処分の取消しについて

- (1) 認定した事実及び当該事実への法令等の適用について

処分庁が提出した弁明書及び審査請求人が提出した反論書その他の添付書類から、以下の点についての事実を認定した。

ア 処分庁は、下水道事業受益者負担金賦課決定処分を行うに当たり、事前に「下水道事業の実施について」及び「受益者負担金説明資料」を審査請求人に送付したが、説明会は開催しなかった。

イ 処分庁は、都市計画法第75条第1項において「国、都道府県又は市

町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。」とし、同条第2項において、「前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあっては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあっては当該都道府県又は市町村の条例で定める。」と規定していることから、下水道事業に係る負担金を賦課するため、松戸市公共下水道に係る事業の受益者負担に関する条例を制定し、同条例第3条は、賦課対象区域の決定及び公告について規定していることから、市長は、負担金を賦課しようとする区域を定め、令和2年4月1日に公告した。

ウ 上記アの公告した区域には、審査請求人が所有する本件土地が含まれていた。

エ 令和2年6月3日、処分庁は、条例第7条第2項の規定により、1平方メートル当たりの負担金額700円に、本件土地の地積〇〇〇m<sup>2</sup>（松戸市〇〇〇）及び〇〇〇m<sup>2</sup>（松戸市〇〇〇）をそれぞれ乗じて得た額について端数処理を行って得た額の合計〇〇〇円を審査請求人に対する負担金として本件賦課決定処分を行った。

オ 令和2年7月29日、処分庁は、下水道事業受益者負担金 令和2年度第1期分に係る督促状を審査請求人に送付した。

カ 令和2年10月29日、処分庁は、下水道事業受益者負担金 令和2年度第2期分に係る督促状を審査請求人に送付した。

(2) 下水道事業における「著しく利益を受ける者」の該当性について  
都市計画法第75条第1項の「都市計画事業によって著しく利益を受ける者」の該当性について関連する判例をみると、以下のとおりである。

ア 札幌高等裁判所判決（昭和62年7月16日）では、「公共下水道に係る都市計画下水道事業については、公共下水道の設置は、排水区域内の土地上における生活汚水、し尿等を迅速、衛生的に排除処理することに伴い、当該土地の利用価値を高め、その資産価値の増加をもたらす等、当該土地の所有者又は使用者に対し、特別の利益を与えるものである。

そしてこのような排水区域内の土地所有者等が受ける利益の実体は、当該土地の現実的利用の有無、利用の態様、内容あるいはそれに伴う公

共下水道施設の現実の利用程度といった点とは直接に関係のない排水区域内に存在するが故に等しくもたらされる当該土地に内在する利用価値の増大である。右の利用価値の増大は巨額の事業費の投入によって生ずるため、必然的に当該土地の資産価値の増加をもたらす性質のものであるから、右の利用価値の増大が直ちに現実の地価の上昇にそのまま反映するとは限らないにしても、窮屈的には右の利用価値の増大が土地の価格の上昇に結びついていくことは否定できないと考えられる。」との判断をしている。

イ また、名古屋高等裁判所判決（平成27年3月24日）は、原審の名古屋地方裁判所判決（平成26年10月2日）の判断を引用しており、「都市計画法第75条第1項は、「国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。」旨を規定している。同項の文言や、受益の程度に応じて受益者に負担を求める受益者負担制度の趣旨、目的等に照らすと、ここでいう「利益」の種類や内容には特に限定ではなく、都市計画事業によって土地の利用価値（効用）や資産価値の増加がもたらされることも、これに当たることは明らかであり、「著しく利益を受ける」かどうかの判断は、都市計画事業によってそうした利益を享受する者とそうでない一般市民との比較において社会通念により決せられるべきものというべきである。」との判断をしている。

ウ 本件における受益者の該当性について

上記ア及びイの判決を踏まえ、審査請求人が都市計画法第75条第1項に規定する「都市計画事業によって著しく利益を受ける者」に該当するか否かについて検討すると、下水道事業の施行により本件土地に接する道路には汚水管（管渠）が設置されることとなり、下水道に接続して使用することができるようになることから、前述したとおり当該土地の利用価値が高まり、その資産価値の増加がもたらされ、当該土地の所有者に特別の利益を与えることとなる。

よって、本件土地を所有する審査請求人は、都市計画法第75条第1項に規定する「都市計画事業によって著しく利益を受ける者」に該当する。

また、本件土地は、条例第3条第2項の「賦課対象区域を定めたときは、これを公告するものとする」との規定により公告が行われた区域内の土地であり、下水道事業により築造される公共下水道の排水区域内に存することから、当該土地を所有する審査請求人は、条例第2条第1項に規定する「受益者」に該当する。

(3) 下水道事業受益者負担金賦課決定処分の正当性について

下水道事業受益者負担金の賦課決定を行うに当たっては、前述したとおり、都市計画法及び条例の定めるところにより行うことになるが、処分庁は、これらの法令等に定める手順に従い、本件賦課決定を行っており、手続的な瑕疵及び法令等を逸脱した事実は見受けられない。

(4) 本件審査請求において審査請求人は、説明会が開催されなかつたことを理由とする賦課処分の撤回について主張していることから、当該部分について以下のとおり判断する。

審査請求人は、下水道事業受益者負担金賦課決定に当たり、処分庁が説明会の開催を行わなかつたため、不適切であることから、賦課処分を撤回すべきであると主張しているが、本件下水道事業受益者負担金に係る関係法令である都市計画法及び条例においては、説明会の開催を義務付ける規定は存在しない。

下水道事業受益者負担金を賦課するに当たり、地域住民に理解を得ることは行政の説明責任として必要なことであるが、その方法については、行政の裁量に委ねられているところである。

こうしたことから、説明会に代えて資料の配布を行ったとしても、直ちに不適切であるということはできず、賦課決定処分を取り消す理由となる瑕疵のある手続であるということはできない。

2 本件審査請求のうち延滞金請求の取消し及び開発事業により被つた損害額と同額の固定資産税、市県民税等、市税の減免について

(1) 不服申立て（審査請求）の対象となる行為

行政不服審査制度は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができる制度であり、処分の相手方等である国民の権利利益の救済を図るとともに行政の適正な運営を確保するための制度である（行政不服審査法第1条第1項）。

同条第2項は、不服申立ての対象となる行為を「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と規定しており、これはいわゆる処分性のある行為を意味する。

そして、同法第2条では、行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができますこと、第3条では、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず行政庁の不作為がある場合（処分が行われない場合）には、審査請求をすることができますことを規定している。

## (2) 審査請求事項への該当性について

### ア 延滞金請求の取消しについて

延滞金については、処分庁の主張しているとおり、令和2年度第1期分については、審査請求が提起された令和2年9月22日時点では135円であり、1000円未満であることから、切り捨てられ、延滞金は生じておらず、そのため、処分庁は請求もしていない。

したがって、審査請求人が求めている延滞金請求の取消しは、取り消す対象がなく不適法である。

なお、令和2年度第2期分については、審査請求が提起された令和2年9月22日時点では納付期限日が到来していないため、本件審査請求の対象とはならない。

### イ 開発事業により被った損害額と同額の固定資産税、市県民税等、市税の減免について

審査請求人は、「当方が蒙った具体的損害額は市の主張する下水道事業受益者負担金としての金〇〇〇円を大幅に上回り、ただちに請求を取り下げるべきである」、また、「当方が蒙った損害額と同額の固定資産税、市県民税等、市税の減免を求める」として、その損害額と市税との相殺を主張している。

さらに、開発事業地の〇〇の取壊しに伴い〇〇が撤去されたことにより、〇〇リスクが大幅に高まったため、原状回復するようにとも主張している。

しかし、前述したとおり、行政不服審査法における審査請求は、違法又は不当な行政処分その他公権力の行使により発生している違法状態の排除を求めるものであるところ、審査請求人の主張は、損害額との相

殺及び〇〇リスクの低減措置を求めるものである。

よって、当該部分については行政不服審査請求制度の趣旨から逸脱しており、不適法といわざるを得ない。

## 第5 結論

以上のとおり、本件下水道事業は、松戸市の都市計画事業の一環として法令に定める手続に則り適正に行われたものであり、違法又は不当な点を認めることはできないことから、本件審査請求のうち下水道事業受益者負担金賦課決定及び督促処分（令和2年度第1期分）の取消しに係る請求は理由がなく、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却することが相当である。

また、本件審査請求のうち延滞金請求の取消し及び開発事業により被った損害賠償等に係る請求は、不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により却下することが相当である。

## 第6 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

令和3年12月 3日 審査庁からの諮問

令和3年12月10日 審議

令和4年 1月19日 審議